第３６号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

　第１４条の３の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（退職被保険者等（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第１号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第２号イ中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号ウ中「国民健康保険保険給付費等交付金（法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を「法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金」に改め、同号エ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

　第１４条の４の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

　第１５条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第１項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

　第１５条の４の見出しおよび同条第１項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第１号中「１００分の７．１７」を「１００分の８．６９」に改め、同項第２号中「４万５，０００円」を「４万９，１００円」に改め、同条第２項中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

　第１５条の５から第１５条の７までを次のように改める。

第１５条の５から第１５条の７まで　削除

　第１５条の８中「または第１５条の５の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１４条の４の基礎賦課額および第１５条の５の基礎賦課額の合算額をいう。第１９条、第１９条の２、第１９条の４および第１９条の５において同じ。）」を「の基礎賦課額」に改める。

　第１５条の９の見出しおよび同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第１号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第２号ア中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」を削る。

　第１５条の１０の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

　第１５条の１１の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

　第１５条の１２の見出しおよび同条第１項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第１号中「１００分の２．４２」を「１００分の２．８０」に改め、同項第２号中「１万５，１００円」を「１万６，５００円」に改め、同条第２項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

　第１５条の１３から第１５条の１５までを次のように改める。

第１５条の１３から第１５条の１５まで　削除

　第１５条の１６中「または第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額（一

般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１５条の１０

の後期高齢者支援金等賦課額および第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課

額の合算額をいう。第１９条、第１９条の２、第１９条の４および第１９条の５において同じ。）は、２２万円」を「の後期高齢者支援金等賦課額は、２４万円」に改める。

　第１６条第２号ア中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」を削る。

　第１６条の４第１項第１号中「１００分の２．２０」を「１００分の２．３６」に改め、同項第２号中「１万６，２００円」を「１万６，５００円」に改める。

　第１９条第１項および第２項中「、第１５条の５、第１５条の１０、第１５条の１３」を「、第１５条の１０」に改める。

　第１９条の２各号列記以外の部分中「または第１５条の５」および「または第１５条の１３」を削り、「２２万円」を「２４万円」に改め、同条第１号ア中「３万１，５００円」を「３万４，３７０円」に改め、同号イ中「１万５７０円」を「１万１，５５０円」に改め、同号ウ中「１万１，３４０円」を「１万１，５５０円」に改め、同条第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同号ア中「２万２，５００円」を「２万４，５５０円」に改め、同号イ中「７，５５０円」を「８，２５０円」に改め、同号ウ中「８，１００円」を「８，２５０円」に改め、同条第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改め、同号ア中「９，０００円」を「９，８２０円」に改め、同号イ中「３，０２０円」を「３，３００円」に改め、同号ウ中「３，２４０円」を「３，３００円」に改める。

　第１９条の４第１号ア中「６，７５０円」を「７，３６５円」に改め、同号イ中「１万１，２５０円」を「１万２，２７５円」に改め、同号ウ中「１万８，０００円」を「１万９，６４０円」に改め、同号エ中「２万２，５００円」を「２万４，５５０円」に改め、同条第２号ア中「２，２６５円」を「２，４７５円」に改め、同号イ中「３，７７５円」を「４，１２５円」に改め、同号ウ中「６，０４０円」を「６，６００円」に改め、同号エ中「７，５５０円」を「８，２５０円」に改める。

　第１９条の５第２項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

　付則第６条および第７条を次のように改める。

第６条および第７条　削除

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の第１５条の４、第１５条の１２、第１５条の１６、第１６条の４、第１９条の２および第１９条の４の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

３　改正前の品川区国民健康保険条例付則第６条の規定は、平成２３年度および平成２４年度分の保険料については、なおその効力を有する。

４　改正前の品川区国民健康保険条例付則第７条の規定は、平成２５年度および平成２６年度分の保険料については、なおその効力を有する。

　（説明）基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、規定を整備する必要がある。